



被災家屋等の解体及び撤去に係る申請書（個人・個人事業者）

令和 年 月 日

久留米市長 宛

私は、令和5年7月大雨により損壊した下記の被災家屋等について、久留米市による解体及び撤去を申請します。

なお、当該被災家屋等についての権利関係については確認しており、関係権利者に対しては、当該解体及び撤去について説明の上、同意を得ております。

申請者（家屋等所有者） ※枠内を記入してください。

申請者	住所	〒			
	フリガナ氏名				実印
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生	電話	自宅 () -	携帯 () -
申請代理人	住所	〒			
	フリガナ氏名	印			電話 自宅 () - 携帯 () -
	申請者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 兄弟 <input type="checkbox"/> その他 ()			
連絡先	※解体立会、調整などの連絡先 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請代理人と同じ				
	住所	〒			
	フリガナ氏名		電話	() -	

記

解体及び撤去を申請する家屋等の概要 ※枠内を記入してください。

り災場所	久留米市 (アパート、ビル等の場合、名称)
所在地番	久留米市
家屋等の種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 倉庫・物置 <input type="checkbox"/> 分譲マンション(名称) <input type="checkbox"/> 賃貸・寮・社宅(名称) <input type="checkbox"/> 事務所・店舗・作業所 <input type="checkbox"/> その他 ()
り災証明書	<input type="checkbox"/> 有⇒(り災証明書番号:) ※全壊のみが対象 <input type="checkbox"/> 無⇒(被災証明書番号:) ※り災証明書がない場合は、市が調査を行い、その結果、 解体及び撤去の対象とならない場合があります。
家屋等の現況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊している <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせている <input type="checkbox"/> 家屋等の倒壊による人的・物的被害が生じるおそれがある <input type="checkbox"/> 損壊により、家屋等の利用が困難な状況にある。 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他敷地内の損壊物・状況 ()
家屋等の権利関係	(1)共有者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(自分の外 名) (2)区分所有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (3)権利関係(賃借権、抵当権、根抵当権等) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(内容・権利者) 解体及び撤去に関する権利者の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	

被災家屋等の解体及び撤去に係る同意

本書により申請した家屋等（以下「対象被災家屋等」という。）を久留米市が解体及び撤去を行うにあたり、以下の点について同意します。

- (1) 久留米市が対象被災家屋等の解体及び撤去の処理を行うにあたって、久留米市からの連絡調整に応じ、現地立会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意をもって対応すること。
- (2) 対象被災家屋等の解体及び撤去に関し、全ての関係権利者の同意を得ており、久留米市及びその委託を受けた者に対し、一切の不服申し立て及び紛争の提起をしないこと。
- (3) 対象被災家屋等の解体及び撤去に関し、関係権利者その他の者との紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。
- (4) 対象被災家屋等の解体及び撤去の実施までに、当該家屋等の内部に所在する家財道具その他自己の所有に係る金品等を搬出すること。ただし、危険を伴う場合はこの限りではない。
- (5) 対象被災家屋等に設置されている浄化槽の清掃、便槽の消毒及び連結されている、水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事は解体及び撤去の施工業者と調整の上、申請者によって行うこと。なお、それに伴う諸手続きは、申請者が解体及び撤去の実施までに完了させること。
- (6) 対象被災家屋等の解体及び撤去の実施に当たり、久留米市及びその委託を受けた者が、対象被災家屋等の敷地内に立ち入ること、また、隣接地への立入り等が必要となったときは、申請者の責任において、隣接地の所有者からの同意を得ること。
- (7) 久留米市が当該解体及び撤去等のため、対象被災家屋等に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧・照会をすること。

(注記)

- 代理人に委任する場合は、委任状に実印を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。
- 申請書提出の際に、運転免許証など本人確認できる書類の確認・複写をします。

氏名（自署）

印

【事務処理欄】 以下記入不要

受付番号		受付日		受付者	
添付書類	申請者確認	所有者	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他（ ）		
		代理人	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 代理人確認資料 <input type="checkbox"/> 所有者の実印押印・印鑑登録証明書		
	必須	<input type="checkbox"/> 災証明書（写） <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 登記事項（建物）全部事項証明書			
		<input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書（未登記の場合） <input type="checkbox"/> 建物配置図 <input type="checkbox"/> 現況写真			
該当がある場合添付	<input type="checkbox"/> 同意書（共有・相続・抵当権等） <input type="checkbox"/> 同意者の印鑑登録証明書				
	<input type="checkbox"/> 相続関係証明書類（ ）				
延床面積	m ²	(特記事項) <input type="checkbox"/> 家屋番号（ ）			
構造	<input type="checkbox"/> 被災証明書				